

特別企画②

相続税の 還付請求手続き を理解する

納めすぎているお客様の見つけ方と情報提供のポイント

解説●八木正宣 税理士事務所SBL / 代表社員・税理士

相 続税には、税金を払いすぎている場合、一定の期間内に手続きをとれば、還付金を受け取ることができ「還付請求手続き」がある。すでに相続税申告を済ませた納税者に対し、このような手続きがあることをアドバイスできれば、お客様からの信頼を勝ち取ることができるかもしれない。

本稿では請求手続きの概要や、相続税を払いすぎている可能性があるケース、そしてお客様に情報提供する際のポイントを見ていきたい。

相続発生日から起算し

5年10カ月以内に手続き

①相続税の還付請求手続きの基本

すでに行った相続税申告について、計算に誤りがあるなど相続税額が過大であった場合、納税者（お客様）は相続税の減額を求めることができ

る。この手続きを正式には「更正の請求」という。

更正の請求は、相続税の法定申告期限から5年以内に行わなければならない。相続税の申告期限は相続発生日から10カ月以内なので、相続発生日から起算すると5年10カ月以内に手続きが必要となる。

そもそも相続税は、納税者自らが相続税を計算し、申告・納税する申告納税制度が採用されている。そのため相続税の申告書を提出した後で



間違いに気付いたり、税務調査により誤りが指摘されたりするケースも少なくない。

そして、相続税に誤りがあった場合の手続きは、税務当局が行う「更正」と、納税義務者が行う「修正申告」「更正の請求」に分かれる(図表1)。それぞれ以下のとおり整理できる。

⑦当初の相続税額が過少であった場合

税務調査等により相続税額が過少であることが判明した場合、税務当局はまず納税者側の手続きである「修正申告」の手続きを勧め、納税者がそれに応じない場合には税務署が「増額更正」をすることが多い。

このような手順となっている理由としては、相続税の税額確定手続きは申告納税制度が前提となっており、税務当局側が税額を更正決定するにはよほどの確証が必要となつ

ているためである。納税者は自主的な税額は正手続きである修正申告を行い、増額分の相続税と延滞税を納付することが基本となるわけだ。

なお、仮装・隠蔽などの不正行為により税額が不当に減少していた場合には、税務当局は申告期限から7年間は増

額更正することができることとなっている。

①当初の相続税額が過大であった場合

当初の相続税額が過大であった場合、原則として申告期限から5年以内であれば納税者は「更正の請求」を行って、税務当局に「減額更正」を促すことができる。

減額更正は、納税者側から更正の請求を受けて行われることが圧倒的に多い。税務当局側が、わざわざ税額が納めすぎであることの指摘を自ら行い、是正する例は多くないからだ。

納税者から更正の請求書が提出されると、税務当局でその内容を調査し、その請求内容が正当と認められたときは減額更正が行われ、減額分の相続税と利息に相当する還付加算金が支払われるわけだ。

ちなみに、相続税の申告期限内に行う納税者側からの




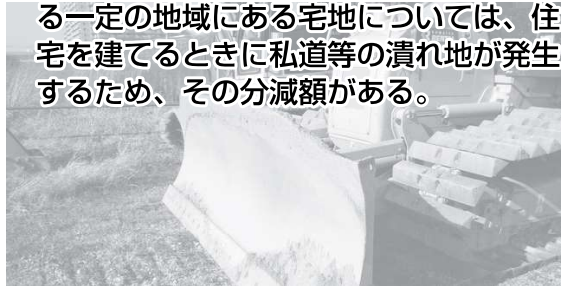


図表1 相続税額が過大または過少であった場合の手続き

税額の	手続者	手続き名	期限
過大申告 (還付)	納税者	更正の請求	申告期限から5年 ※1
	税務当局	減額更正	申告期限から5年
過少申告 (納付)	納税者	修正申告	更正があるまで可
	税務当局	増額更正	申告期限から5年 ※2

※1 未分割財産が分割された場合等には、分割等から4カ月(一定の後発的事由の場合には、その発生から2カ月)

※2 仮装・隠蔽等の不正の場合には、7年

図表2 土地の評価で見落としやすい例

<p>①土地の形状が道路からみて正方形・長方形でない不整形であり、不整形地補正率を適用していない。</p> 	<p>②土地が建築基準法の道路には該当しない道に接道しており今後の建物建築に影響が出るが、相当の減額がされていない。</p> 
<p>③本来、別個の土地として評価すべきところを、一体として評価している。例えば、自宅とその隣の賃貸アパートは、全体として評価してはならず、利用単位で分けないといけないが、分けていない。</p> 	<p>④地積規模の大きな宅地（旧広大地）の減額が適用されていない。一定の面積がある一定の地域にある宅地については、住宅を建てる時に私道等の潰れ地が発生するため、その分減額がある。</p> 
<p>⑤生産緑地の評価減の適用がもれている。生産緑地は原則として農地以外の用途で利用できないので評価額を下げることができる。</p> 	<p>⑥騒音や日照障害がある、墓地等と隣接している、土地の上に電線が通っている、敷地内にがけ地があるといった場合は一定の減額措置があるが、それが適用されていない。</p> 

(出所) 筆者作成

正は訂正申告と呼ばれ、当初に提出した申告書に上書きすることができ。また、相続税に限らず、所得税や法人税、贈与税についてもほぼ同様の内容であるので、押さえたい。

土地の過大評価で納めすぎとなることも

② 相続税を払いすぎている理由

それでは、どのようなケースでお客様は相続税を納めすぎているのかを紹介したい。

① 税理士ではなく納税者自身が申告しているケース

相続税の計算は、課税対象となる財産の範囲やその財産の評価、遺産分割などの論点が多く複雑であるため、税理士に依頼することが一般的だ。

一方で、国税庁などのホームページ上では、各制度の内容や相続税の申告手順を丁寧

●特別企画②●

に解説している。また、税務署に資料をもっていけば担当者も丁寧に対応してくれることも多く、納税者本人が自身で相続税申告・納税まで進めることができる。

ただし、税務署の担当者からは、納税額がより少なくなるようなアドバイスまでは期待できないだろう。またホームページの情報だけでは、判断の間違いや見落としがあることもある。そのため、相続税を払いすぎている可能性があるのだ。

②土地の評価に見落としがある
相続財産の中に土地がある場合には、その土地をどう評価するかが相続税申告の大きなポイントとなる。ただ不動産評価の専門家ではない税理士や納税者が、相続税申告にあたっては不動産の評価を行わなければならない、見落としが発生しやすい。

国税庁が公表している路線価は、相続税における土地評価の基本となる価格であるが、その基本価格がそのまま適用される標準的な土地ばかりではない。例えば図表2のような土地は、基本となる路線価から減額できる要因だ。これを当初の相続税申告でもらっていた場合には、当初の相続税額が過大になっている可能性がある。

相続税に明るい 税理士との連携を促す

③金融機関が情報提供する場合のポイント

それでは、自行車と取引があるお客様の中に、相続税を過大に納めている可能性がある人がいたら、金融機関の担当者はどう対応すべきだろうか。

お客様本人に当初の相続税が過大になっていないかどうか確認を促し、更正の請求を

行ってもらうことはハードルが高いといえる。実際には、当初の相続税申告の内容を専門家である税理士に精査してもらうことが効果的だ。

ただ、どの税理士でも良いかという点、そうではないだろう。税理士事務所は、企業や個人の税務・会計を基本業務としているところが多く、相続税の税務を得意としている税理士はそれほど多くはない。相続税は突発的であり、かつ、税理士の数に対し相続

税の申告件数は圧倒的に少ないため、やむを得ないところがある。税理士にも、企業税務に強い税理士、相続税などの資産税に特化した税理士など様々な特性があり、担当者はそれを把握しておかなければならない。

金融機関の担当者としては、当初の相続税が納めすぎになっていないかどうか心配しているお客様に対し、**①**更正の請求という制度があること、**②**必要に応じて自行車が提携する相続税に強い税理士を紹介できること——などを伝えることが考えられる。

相続税を納税したお客様は資産家であるといえる。その相談に依っていくことは、今後の長期取引につながるため有益だ。そのためにも自店舗や担当者が薦めることのできる相続税実務に明るい地元の税理士と普段から連携しておくことが望ましい。

